今金町産業振興機械等の取得等に係る確認申請事務処理要綱

平成３１年４月１日要綱第６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第６条の３第 13 項及び第 28 条の９第 14 項に基づく産業振興機械等の取得等に係る確認申請の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（確認申請）

第２条　租税特別措置法施行令第６条の３第 13 項又は第 28 条の９第 14 項に規定する町長の確認を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、正副２部を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　設備の取得等をした場所が確認できる書類の写し

（２）　設備の取得等の日が確認できる書類の写し

（３）　当該取得価格が確認できる契約書又は領収書の写し

（４）　業種及び資本金が確認できる書類の写し

（確認申請書の処理期間）

第３条　町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を確認し、申請書を受理した日から 30 日以内に、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。